

くみあいニュース No. 87

2013. 10. 25 発行 京都工芸繊維大学職員組合発行
<http://web.kyoto-inet.or.jp/people/kitunion/>

法人より、再雇用制度の見直し案が提示されました

10月30日の団体交渉事項として、再雇用制度の見直し案（いわゆる無年金問題への対応）が法人より提示されました。配布された全ての資料をここに添付致します。

示された案において、現行制度（再雇用職員就業規則 <http://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/act/frame/frame110000097.htm>）との大きな違いは、下記の通りです。

- ・ 勤務形態について：フルタイム勤務と短時間勤務の選択性であること
- ・ 給与、賞与について：級の区分、期末および勤勉手当の割合が変更されること
- ・ 業務内容について：ビューローではなく退職時あるいは在職中の担当業務に従事するとされること

業務については、本人の意向を聴取し配置する部署の意向と合わせて決定すると説明がありましたが、明確な基準等は示されていません。資料には、対応案として事務職の例が示されていますが、技術職についての具体的例がなく、法人側に確認する必要があります。さらに、給与級が決定される基準についても明らかにしなければなりません。

また、資料では公務員準拠とされる1～7級までの給与体系案が示されています。これは、フルタイム勤務の場合に対応するものですが、短時間勤務の場合の金額についても気になるところです。

まずは、皆様にこの案について精査をお願い致したく存じます。団体交渉のあとに、11月の代議員会で討議いたしますので、ご意見や疑問を代議委員、執行委員にお寄せ下さい。

（添付資料）法人からの配付資料（A4版計4枚）

1. 再雇用制度の見直し（案）
2. 再雇用制度の見直し案（イメージ図）
3. 再雇用職員の給与体系と年間所得について（参考）
4. 給与体系の見直し

再雇用制度の見直し（案）

●再雇用の対象要件（労使協定で定める『再雇用者基準』の適否について）

- ①年金受給開始年齢の引上げ対象となる職員（S28.4.2以後の生年月日の者）が、定年に達した日以降に退職し、再雇用を希望する場合、年金受給開始年齢に達する日以後の最初の3月31日までの間は『再雇用者基準』の要件を適用せず、再雇用する。
- ②本学を出身機関とする近畿地区国立大学法人等における幹部職員登用者のうち、定年退職日の翌日から本学での勤務を希望する者を再雇用対象に含め、年金受給開始年齢に達する日以後の最初の3月31日までの間は『再雇用者基準』の要件を適用せず、再雇用する。

※ただし、年金受給資格を得た翌年度以降に再雇用を更新する場合は、経過措置として『再雇用者基準』の要件を適用する。

●再雇用の契約期間について

- ①通算5年を超えないものとする。

●再雇用の勤務形態等について

- ①フルタイム勤務（38h45m/週、7h45m/日）と短時間勤務（31h00m/週、7h45m/日）の選択制とする。

※ただし、年金受給資格を得た翌年度以降に再雇用を更新する場合は、経過措置として31h00m/週、4d/週、7h45m/日の短時間勤務とする。

●給与、賞与について

- ①再雇用職員の職種・職務の級に応じた基本給とする。（事務職：1級-7級、看護師：1級-3級）
期末・勤勉手当の掛け率の見直し（勤勉6月：65/100、12月：82/100、期末：各期32.5/100）
※国家公務員の再任用制度に準拠（定年退職時の7割程度の年間所得）
- ②職務については、従前の勤務実績等に基づき、退職時の職務遂行能力、適正等を考慮し、学長が定める。

（対応案）定年退職時が課長職であった者→副課長（室長）ポストへ

“ 副課長職 “ →係長（専門職員）ポストへ

※ただし、年金受給資格を得た翌年度以降に再雇用を更新する場合は、経過措置として現行の再雇用者の給与形態等（月例給、賞与及び業務内容）を適用する。

●実施時期 平成26年4月1日

再雇用制度の見直し案(イメージ図)

現行

- 対象要件 → 有り(労使協定)
- 対象者 → 定年に達した以降に退職した職員
(本学退職者に限る)
- 雇用期間 → 65才まで(但し、通算5年以内)
- 勤務形態 → 31時間/週(4日/週,7時間45分/日)
- 給与 → 1～3級(看護師は1級のみ)
※退職時の職、従事する職務等に応じ個々に決定
- 賞与 → 期末手当(6月:50/100,12月:62/100)
勤勉手当(30/100)
- 業務内容 → 事務的支援業務(補完的業務が主流)に従事

H26.4.1-

【年金受給資格なし】

- 対象要件 → なし
- 対象者 → ①定年に達した以降に退職した職員
(本学退職者に限る)
②本学を出身機関とする幹部職員
- 雇用期間 → 65才まで(但し、通算5年以内)
- 勤務形態 → 31時間/週(4日/週,7時間45分/日)
38時間45分/週(5日/週,7時間45分/日)
- 給与 → 1級～7級(看護師は1級～3級)
※退職時の職、従事する職務等に応じ個々に決定
- 賞与 → 期末手当(6月:65/100,12月:82/100)
勤勉手当(32.5/100)
- 業務内容 → 退職時或いは在職中の担当業務等に従事

【年金受給資格あり】

※受給資格取得の翌年度に現行制度に移行

再雇用職員の給与体系と年間所得について(参考)

【現行】

1) 年金受給開始60才の場合(退職共済年金+再雇用職員給与)

退職時期	生年月日	対象者人数(人)	年金支給開始時期	年金額(A)	給与所得(B)	区分(基本給月額)	(基本給+地域手当)*12	6月賞与(基本給)	12月賞与(基本給)	所得計(A)+(B)
H25.3	27.4.2~28.4.1	4	60歳	平均	2,485,672	1級(@166,600)副課長	2,199,120	133,280	153,272	4,165,672
				1,680,000	2,558,780	2級(@171,500)課長	2,263,800	137,200	157,780	4,238,780
					2,631,888	3級(@176,400)主任	2,328,480	141,120	162,288	4,311,888
					3,092,916	看護師(@207,300)	2,736,360	165,840	190,716	4,772,916

※勤務時間等 → 3.1時間/週、4日/週、7時間45分/日

2) 年金受給開始年齢引き上げ後の所得推移

退職時期	生年月日	対象者人数(人)	年金支給開始時期	1年目(60歳)	2年目(61歳)	3年目(62歳)	4年目(63歳)	5年目(64歳)
H26.3	28.4.2~29.4.1	3	61歳	2,558,780	4,238,780	4,238,780	4,238,780	4,238,780
H27.3	29.4.2~30.4.1	4	62歳	2,558,780	2,558,780	4,238,780	4,238,780	4,238,780
H28.3	30.4.2~31.4.1	5						
H29.3	31.4.2~32.4.1	5	63歳	2,558,780	2,558,780	2,558,780	4,238,780	4,238,780
H30.3	32.4.2~33.4.1	3						
H31.3	33.4.2~34.4.1	6						
H32.3	34.4.2~35.4.1	2	64歳	2,558,780	2,558,780	2,558,780	2,558,780	4,238,780
H32.4	35.4.2~36.4.1	2						

【給与体系の見直し】

●退職時の基本給等(過去4年間の退職者の状況)

①職種別の平均基本給月額

退職時の職種	退職時の等級	人数	平均基本給月額
課長、室長、技術長	6級、5級	8	407,000
副課長、技術専門員	5級、4級	4	380,000
係長、技術専門職員	4級、3級	6	348,000

②等級別の基本給月額

退職時の等級	人数	[A]平均基本給月額	[B]再任用俸給月額	B/A(%)
6級	7	409,000	319,100	78.0%
5級	3	391,000	293,200	75.0%
4級	4	366,000	277,800	75.9%
3級	3	344,000	257,600	74.9%

※「再任用俸給月額」とは、国家公務員の再任用制度で定めた級別俸給月額(フルタイム勤務)のこと。

③②の[A]と[B]をベースとした賞与(年間試算額)比較

等級	[A]ベースの賞与	[B]ベースの賞与	B/A(%)
6級	1,595,100	676,493	42.4%
5級	1,524,900	621,584	40.8%
4級	1,427,400	588,936	41.3%
3級	1,341,600	546,112	40.7%

④②・③の年間給与と所得比較

	[A]年間所得	[B]年間所得	B/A(%)
	6,503,100	4,505,693	69.3%
	6,216,900	4,139,984	66.6%
	5,819,400	3,922,536	67.4%
	5,469,600	3,637,312	66.5%

※[A]の支給率:3.90月分、[B]の支給率:2.13月分



●無年金期間中の給与体系案(国家公務員の再任用制度の給与体系を採用)

等級	基本給月額	(基本給+地域手当)*12	6月賞与(基本給*97.5/100)	12月賞与(基本給*114.5/100)	所得計
1	185,800	2,452,560	181,155	212,741	2,846,456
2	213,400	2,816,880	208,065	244,343	3,269,288
3	257,600	3,400,320	251,160	294,952	3,946,432
4	277,800	3,666,960	270,855	318,081	4,255,896
5	293,200	3,870,240	285,870	335,714	4,491,824
6	319,100	4,212,120	311,123	365,370	4,888,612
7	361,600	4,773,120	352,560	414,032	5,539,712

※基本給月額は、フルタイム勤務の場合の額